

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県収用委員会

○福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

○福島県収用委員会が取り扱う個人情報に関する規則の一部を改正する規則

○福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

### 福島海区漁業調整委員会

○福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

○福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

○福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

### 福島県内水面漁場管理委員会

○福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

○福島県内水面漁場管理委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

○福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

## 福島県収用委員会

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

### 福島県収用委員会規則第一号

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会運営規則(昭和二十九年福島県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号

とする。

第九条第一項中「福島県土木部土木総務領域用地グループ」を「福島県土木部土木総務課用地室」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とする改正規定は、公布の日から施行する。

福島県収用委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

### 福島県収用委員会規則第二号

福島県収用委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成七年福島県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。  
様式第四号中「第5の条第3項」を「第5の条第3項・第5の条第4項」に改める。  
様式第十二号及び様式第十八号中「第11の項」を「第11の項」に改める。

様式第二十三号中「第11の項」を「利用停止決定等」に、「第21の条第6第1項」を「第21の条第7第1項」に改める。  
様式第二十四号中「第21の条第6第1項」を「第21の条第7第1項」に改める。

### 附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第二十三号及び様式第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県収用委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県収用委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県収用委員会

福島県収用委員会規則第三号

会長 渡 邊 健 壽

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県収用委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。  
様式第七号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第七号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福島県農林水産部生産流通領域水産グループ」を「福島県農林水産部生産流通総室水産課」に改める。

第四条第二項中「主任主査」を「主幹、主任主査」に改める。

第五条第七項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主幹は、上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。  
様式第四号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。  
様式第十二号及び様式第十八号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。

様式第二十三号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。  
様式第二十四号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第二十三号及び様式第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島海区漁業調整委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。  
様式第七号中「~~百円~~（所）」を「~~三十円~~（所）」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 長 林 久 夫

### 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。  
 第十一条第二項及び第十三条第一項中「福島県農林水産部生産流通総室水産課」を「福島県農林水産部生産流通総室水産課」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

### 福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

### 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める。

様式第十二号及び様式第十八号中「苗当り（所）」を「苗当り（所）」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等の」を「利用停止決定等の」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第二十三号及び様式第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 福島県内水面漁場管理委員会告示第五号

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

### 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。  
 様式第七号中「苗当り（所）」を「苗当り（所）」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。